

# 令和6年度第2回川西町高齢者福祉・介護保険運営協議会に

## おける議事の審議結果

### 1. 第2回川西町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会

#### 委員からのご意見及び事務局等回答

##### (ご意見)

在宅サービスと居住系サービスについて教えてください。

##### (回答)

在宅サービスは、自宅にいながらサービスを受けるものです。代表的なものが訪問介護でヘルパーさんに来てもらうといったサービスや、通所介護、いわゆるデイサービスと言われるもので施設に通い、半日なり夕方に自宅に帰るようなサービスです。その他に、在宅サービスは、看護師さんが家に来て体調管理するものや、リハビリの先生が家に来てリハビリを受けるものがあります。あとその他、環境的なものとして、ベッドを借りるや、車椅子を借りるといった福祉用具のレンタルがございます。概ねそのようなものが代表的なものかなと思います。

居住系サービスは、今まで住んでいた家を離れて、認知症対応型共同生活介護という川西町でいうと、ぬくもりの郷グループホームがそれに該当します。その他、有料老人ホームなど、そこでサービスを利用して家を離れて暮らすこともあります。今まで暮らした家から離れて違う場所、そこでサービスを受けるものが居住系サービスといわれるものと思います。

##### (ご意見)

川西町の一つの特徴として、在宅サービスが一番低く、施設および居住サービス系を使っているのが高いという特徴が見られるということ、いつまでも自分らしく自宅で過ごせるよう、在宅サービスの適切な利用を推進していき、給付費の伸びを抑えること、これが一つの目的なのでしょうか。どちらかといえば自宅でサービスを受ける、その方がいいという、特養などの施設を利用するよりは、在宅の方がいいというような捉えでいいのでしょうか。また、施設サービスの図と、居住系サービスの図が表す表というのは、これは相対するものと思いますが、これは何を表しているのか教えてください。

##### (回答)

いつまでも自分らしく自宅で過ごせるようというのは、川西町はもちろんそうですし、全国的に見立てて、ご自宅でいつまでも暮らせるようにというのは、自分らしくその人の暮らしぶりを地域で支えていきたいと思いますという趣旨でございます。ですので、施設がいいか在宅がいいかといったものではなく、家にいたいと思われたら暮らせるように、また環境的なもので、息子や娘が遠くにいて家で暮らしたいけれどもなかなかそうはいかないと言った方は、施設に行かれる方もございます。その施設の中の選択肢として、特別養護老人ホームとか老人保健施設、介護医療院が施設サービスの図に該当するものです。例えば息子が遠くに暮らしていて、特別養護老人ホームなどの介護施設に入るほどではないが、見守りの中で生活をしたい、その環境の中で暮らせる方は有料老人ホームなどを

選択されて、そこで暮す場合がございます。あと認知症対応型生活介護のグループホームは市町村指定になっているので、なかなか転出して利用するのは難しいかもしれませんが、川西町でいうと、ぬくもりの郷グループホームで住み慣れた川西町にあってずっと暮らしていきたいと思っただけの方は、そういった施設をご利用になると思います。そういった区分けがございます。

(ご意見)

この施設サービスと、居住系サービスの差というのを、川西町としてどのように評価されて、今後どのように進めていこうとされているのでしょうか。

(回答)

川西町が居住系サービスの受給率が低いというところですが、川西町にグループホームがあるんですけども、9床のユニット施設です。ですので、町の中でグループホームが利用できるのは9名で、あと他にグループホームを利用したい方は、町外のグループホームに町の方からお願いさせてもらい協議した結果、入ってもいいということであれば、町外のグループホームを使うことができるので、どうしても町の中に施設がないということが一つと、あと有料老人ホームなども町にはありませんので、そのあたりで数値的に低くなっているのかなというふうに分析しております。そういう施設を川西町に建てるというのが前の第8期の時にあったんですけども、国の整備基準が上がり、川西町は水害が起こったときに、ほぼ全域水没してしまう地域になっており、補助金の対象になるかどうか、どこまで対策をすれば国の補助金をもらって整備できるのかというのが見えてなく、その辺で第9期については、整備しないという方向で、計画を立てました。施設サービスについては、県が指定をして、施設整備を進めているところで、県内いろんな施設があり、ずいぶん充足してきているのかなと思ってます。こちらについては、川西町の立場から、あの施設に入ってはいけないという話ではございませんので、結果として施設サービスが上がっているという状況になっております。

(ご意見)

川西町として施設整備しないということですが、もう立ち消えですか。

(回答)

ご質問のあった通り、一旦立ち消えていまして、以前こちらに建てたいと言ってこられた事業所も撤退されてしまったということもあります。川西町に来ていただける事業所がないというのが一点と、やはり水害のときに水没してしまう浸水1m以上のところはイエローゾーンとなっており、そこに推奨するものではないと国が示しており、水害に対応する以外に強靱化関係のところも含まれているのかなというふうには考えています。それを施設側に整備するときに、水害に強い施設といった時にどこまでできたら丸をもらえるのかというところが、県に聞いても明確にはなっておらず、結局それをするとすると、設備費も上がっていきますので、川西町にはなかなか来ていただくことができないのかなというふうに考えております。

## 2. 第2回川西町地域包括支援センター運営協議会

### (1) 令和7年度川西町地域包括支援センター運営方針(案)について

#### 委員からのご意見及び事務局回答

##### 〈ご意見〉

成年後見制度について、最後誰もいない場合、町長申し立てに持ってこられる。実際に何件かあるのでしょうか。町長はその作業の橋渡しをするだけでしょうか。

##### 〈回答〉

成年後見制度の利用が必要と判断したが、申し立て可能な親族がいない場合等は、長寿介護課へ報告し町長申し立てへつなげる、となっておりますけれども、町長申し立てした件数は毎年はありません。令和4年度の最後の3月頃に申し立てがあり、決定は令和5年度になりました。全く身寄りがいない方で、介護サービスがないと生きていけない、生活できないような方に対して、施設の方から相談があり申し立てに至りました。この場合は施設から申し立てがあり、その方の親族等を調査し、調べた方全員にその方を見られるのかどうか通知をし、全員がされないとなったので、本当にその方を見る方が誰もおられないので、町長申し立てを行って、裁判所が弁護士さんなどその方の代わりなる方を付けることが1件ありました。

実際に裁判所に申し立て、成年後見をつけるのは、ご親族の方がされるので、町ができないものですが、そうなる誰もいないかもしれない、そういう場合は代わりに町長が申し立てできるというふうに定められています。

### (2) 令和7年度川西町地域包括支援センター事業計画書(案)及び年間事業計画(案)について

##### 〈ご意見〉

指定介護予防事業として義務化された事業の中で、BCPの策定と対応が書いてあります。必要な研修および訓練を定期的実施していきます、とありますが具体的なものがあれば教えてください。

##### 〈回答〉

BCPの研修訓練については、令和6年は中和保健所で開催いただきました感染症の訓練で全2ヶ月ほどかけて検討いただいて、感染症の訓練をやっていただき、それを私が受けて共有を図るといった形で実施しています。また、災害についての訓練は3月に実施を予定しており、実際に災害が起こったときに、利用者さんの抽出をどのようにするかなど、具体的なところをイメージしながら内容を考えようと思っているところです。

##### 〈ご意見〉

災害に対してどう対応していくかということでしたけど、昨日防災の研修会があり、ゲーム的な感覚の中での、避難所運営の研修だったのですが、どのように説明して、どう対応していったらいいのか、考えることになりました。そういう実態は把握されているのでしょうか。

##### 〈回答〉

町全体の避難所のイメージと言ったものについては、個別に把握してるものはありませんが、資料に記載しているものについては、地域包括支援センターが実際に担当して

いる利用者さんが、ケアマネージャーと担当している事業者・利用者さんが災害に遭われたときに困らないように、即対応していけるように対策を立てていきたいと思います、といったものになっています。実際に職員も利用者さんも災害に遭われたときにどのように動いていくかといったところを共有していく訓練をイメージしているところです。

〈回答〉

川西町としては要援護者さんと介護や介助が必要な方の避難につきまして、なかなか一般の避難所では対応できないので、そういう方が避難するように小学校を指定しているのと、特別養護老人ホームのゆいの里あすかさん、そちらにお預かりをしていただく契約も結ばさせていただきました。そのように臨機応変にその状況によって、施設でないとやっていけない方ならお願いしますし、非常に難しい判断と思うんですけども、介助が必要になるとなると、一般の普通の方が避難される避難所では無理がございますので、専門的な知識とノウハウのあるゆいの里あすかさんをお願いするというふうに、振り分けていくのかと思います。

〈ご意見〉

ゆいの里あすかさんのベッド数は50床でしたでしょうか。

〈回答〉

ショートステイの10床とあわせて60床あります。

〈ご意見〉

ショートステイのベッドとあわせて60床で町全体が対応できるかっていうと、やっぱりベッド数の関係が難しいですね。

〈回答〉

難しいところは正直あると思います。

〈回答〉

全員が全員というわけではなく、重篤な方など、介護度の程度が重い方について、みんながみんなゆいの里あすかさんというわけにはいかないと思います。残りは小学校で対応するようになるかと思っています。

審議内容		承認する	承認しない
議事（2）	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 新規委託事業所について	11	0

### 3. 第2回川西町地域密着型サービス運営委員会

委員からのご意見及び事務局回答	
<u>〈ご意見〉</u>	なし

貴重なご意見、ありがとうございました。